

## 『申第17号・社員管理に関する申し入れ』について幹事間折衝 若手社員は寢室の見取り図を提出?! これってプライバシーの侵害じゃないの?

本部は12月19日、『申第17号・社員管理に関する申し入れ』について、会社と幹事間折衝を行いました。

『申第17号』は、大阪交番検査車両所において、会社が平成16年度以降に採用された社員に対し、出勤遅延対策を確認すると称して寢室の見取り図を提出させたことなどは行き過ぎた社員管理であり、プライバシーの侵害であるとして、提出させた「寢室の見取り図」を社員に返却し、今後このような社員管理をやめることなどを申し入れていたものです。

会社は、幹事間折衝で『申第17号』について「見取り図を提出することによって、目覚まし時計の設置場所など出勤遅延防止策ができていけるかが一目瞭然で分かるので行っている」「会社としてはプライバシーの侵害にはあたらないという認識である」として、行き過ぎた社員管理を改める姿勢はまったく見せませんでした。

大阪交番検査車両所では、過去に出勤遅延を繰り返した社員を「累犯者」と表示し、犯罪者扱いする掲示を掲出しました。他の職場でも出勤遅延をしてしまった社員に対して、寢室の見取り図の提出や、前日からの行動を細かく時系列で報告させています。このような会社の態度を皆さんはどう思いますか？ 出勤遅延防止のためなら、社員のプライバシーなど関係ないのでしょうか？ それは違います！おかしいことはおかしいと声を大にして言える職場を共につくりましょう！

### 申し入れ内容

1. 大阪交番検査車両所における。社員への「寢室の見取り図」提出の目的を、会社として明らかにすること。
2. 社員から提出させた「寢室の見取り図」はどのように管理しているのか明らかにすること。
3. 社員に「寢室の見取り図」を提出させる行為は、プライバシーの侵害であり、行き過ぎた社員管理である。提出させた「寢室の見取り図」を社員に返却し、今後このような社員管理はやめること。